



JUDI

082

20.JANUARY
2005

特集 古都法と景観

発行者:都市環境デザイン会議 広報・出版委員会

●特集:古都法と景観	1
1. 古都法とは.....	1
2. 古都鎌倉の景観形成の取り組み.....	3
3. 古都鎌倉の現場から.....	5
4. 古都保存と大津市の景観形成への取り組み.....	8
5. 古都大津の景観形成の現状と課題.....	11
6. 明日香村の歴史的風土は今.....	14
7. 古都奈良における歴史的風土の保存レポート.....	17
●事務局より.....	20
●お詫びと訂正.....	20
●編集後記.....	20

特集: 古都法と景観

特集にあたって

古都法とは

森川 稔

㈱アーバンスタディ研究所

■古都法の成立

「古都法」をご存じでしょうか?正確には「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(古都保存法)といいます。ここで、「古都」とは「わが国往時の政治、文化の中心地などとして歴史上重要な地域を有する都市」のことで、現在までに京都市、奈良市、鎌倉市と、政令で定められた天理市、橿原市、櫻井市、奈良県の斑鳩町と明日香村、逗子市そして大津市の8市1町1村が指定されています。

「歴史的風土」とは「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」を意味します。歴史的な建造物や遺跡と、それらをとりまく樹林地などの自然的環境とが一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況のことです。

古都に指定されている都市では、昭和30年代以降の都市化により、市街地の拡大が急速に進み、古都らしい景観をつくり出している、その地域のシンボルともいるべき貴重な樹林地にも開発の波がおよぶようになってきました。特に、昭和39年に生じた鎌倉の鶴岡八幡宮の裏山での宅地開発や京都の双ヶ丘での開発、また、奈良の若草山での観光道路建設など、各地で貴重な歴史的風土の開発による破壊の危険が大きな問題となりました。この当時、樹林地などの自然的環境を保存する制度としては、規制力の弱い風致地区などしかなく、開発行為を規制することは困難な状況でした。

こうしたなかで、古都の景観を守ろうと

いう世論の高まりがみられました。鎌倉では鶴岡八幡宮の裏山の宅地造成の動きに対して、作家の大佛次郎さんらが、古都の景観と自然を守る運動を起こしています。鎌倉の貴重な自然と歴史的環境は市民自らの手で守らなければならないという機運が生まれ、ナショナルトラストを提唱し、裏山を買い取ろうという運動に展開しました。昭和39年には財団法人鎌倉風致保存会が誕生しています。そうした市民が身銭を切って自然を守ろうという動きが行政を動かし、昭和41年1月に、議員立法により国会で「古都保存法」が成立しました。

古都を特徴づけていた、歴史的風土の開発による喪失に危機感を抱いた市民運動が、「古都保存法」を成立させたと言って過言ではないでしょう。

■歴史的風土保存の取り組み

古都保存法に基づく歴史的風土保存の取り組みは次のように進められます。

古都における歴史的風土を保存するため、国は必要な区域に歴史的風土保存区域を決定し、歴史的風土保存計画を策定します。また、府県知事(政令市は市長)が歴史的風土保存計画に基づき保存区域内に都市計画で歴史的風土特別保存地区を定めることができます。

例えば京都市では、京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域を指定しています。昭和41年から今日までに、歴史的風土保存区域は約8513ヘクタール、歴史的風土特別保存地区は昭和42年から今日までに約2861ヘクタールが指定されており、

特に平成8年5月の歴史的風土特別保存地区の拡大指定では、五山の送り火を含む京都盆地周辺の山裾部のほぼ全てが指定されました。

歴史的風土保存区域及び同特別保存地区においては、行為の制限が行われ、歴史的風土保存区域（特別保存地区を除く）内において、一定の行為をしようとする者は、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならぬこととされています。また、歴史的風土特別保存地区内では、建築物の新增改築、宅地の造成等の行為は府県知事の許可が必要となっています。

歴史的風土保存計画では、次の事項を定めることとされています。

- ・行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項
- ・歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- ・歴史的風土特別保存地区の指定基準に関する事項
- ・行為の制限に伴う土地の買入れに関する事項

土地の買入れについては、次のようになっています。府県は特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについては、当該土地の所有者から、その利用について著しい支障をきたすことから、当該土地を府県において買入れて欲しい旨の申し出があった場合においては、当該土地を買入れるものとされています。

■古都法の特徴

古都法については、以下の点が指摘できます。

①市民運動が契機

古都法は、鎌倉や京都での景観を守ろうとする市民運動が契機となってできたものです。景観形成の担い手、主人公は、市民や事業者である、ということをあらためて想起させてくれます。

②歴史的風土の保存が目的

古都法では、市街地の周辺や背後に広がる緑地地域を地域指定しており、市街地はその対象になっていません。このため、市街地の景観形成については、別途取り組みが必要です。

③土地の買い取り制度

特別保存地区内については、開発を強く抑制するとともに、その代償措置として土地の買い入れ制度が設けられています。

④「古都」というブランドが大きな要素

古都法に指定される最も大きな効果は、「古都」というブランドが付与され、イメージが形成されることにあるのかもしれません。観光などを含めて対外的にアピールできることはもとより、市民が「古都」をきっかけに、自らのまちを見直し、市街地の景観を含めて、景観まちづくりに取り組んでいく。そうした動きが生まれてくれれば、古都に指定された意義は大変大きいだろうと思います。①や②と関係して、こうした側面から「古都法」を生かせるかどうかは、行政、市民、事業者の理解と熱意と協働にかかっているといえます。

【歴史的風土保存区域】

建物を建てたり、木を切るなどの歴史的風土の保存に影響を与えるおそれのある行為をする場合にはあらかじめ府県知事に届け出なければなりません。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他政令で定めるもの、非常被害のため必要応急措置として行う行為については届け出は不要です。

〈届け出が必要な行為〉

- ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築／宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更／木竹の伐採／土砂の類の採取／水面の埋立て又は干拓／屋外における土砂、廃棄物又は再生資源の堆積

〈罰則〉

- ・届け出をしなかった場合、虚偽の届け出をした場合には、1万円以下の過料に処せられます。

【歴史的風土特別保存地区】

建築物の建築などのほか工作物の色彩や屋外広告物の表示などの行為について、府県知事の許可を受けなければなりません。また、その代償措置として、行為が不許可とされた場合には、その土地の買入れを申し出ることができます。

〈許可が必要な行為〉

- ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築／宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更／木竹の伐採／土砂の類の採取／建築物その他の工作物の色彩の変更／屋外広告物の表示又は掲出／水面の埋立て又は干拓／屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

〈罰則〉

- ・許可を受けなかった場合、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ・許可の条件に違反した場合、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ・違反行為に対する是正命令に従わなかった場合、1年以下の懲役

古都鎌倉の景観 形成の取り組み

比留間 彰

鎌倉市都市景観課

高度経済成長期の昭和 38 年、源氏の氏神であり、鎌倉旧市街地のシンボル的存在である鶴岡八幡宮の裏山（御谷：「おやつ」と読む）で、宅地造成のための測量調査が突然行われた。当時市内の数箇所で宅地造成が行われていたようだが、この場所は市民にとって特別な場所であった。

「鎌倉の歴史や自然を後世に引き継ぐのが我々市民の責務である。」「この場所で宅地造成が行われると緑と鶴岡八幡宮が創り出す歴史的な景観が損なわれる。」このような危機感を持った市民の反対運動は、のちに日本初のナショナルトラストである鎌倉風致保存会の設立や古都保存法の制定に発展した。これが有名な「御谷騒動」である。今からおよそ 800 年前、源頼朝が開府の適地として選んだ鎌倉は、市街地の三方向を山が囲み、一方が海といった天然の要塞の地であったことは有名である。800 年前鎌倉を外敵の侵攻から防いだ地形が、今度は市民により守られるという形になった。



鶴岡八幡宮

保存区域の指定は、鎌倉にとって他にも大きな意味を持つものであった。古都保存法の適用は、歴史上日本の政治・経済の中心であった場所、いわゆる『古都』に限定され、当初指定は京都・奈良・鎌倉だけであった（現在は、大津市、逗子市が指定を受けている）。これは鎌倉が京都・奈良と並び日本を代表する歴史的都市であることを国が示したもので、鎌倉の都市のイメージを全国に強くアピールすることとなった。年間を通して多くの観光客が訪れ、また、住んでみたいまちに常に上位にランクされる都市のイメージは、この時つくられたといって過言ではない感じがするのは私だけだろうか。

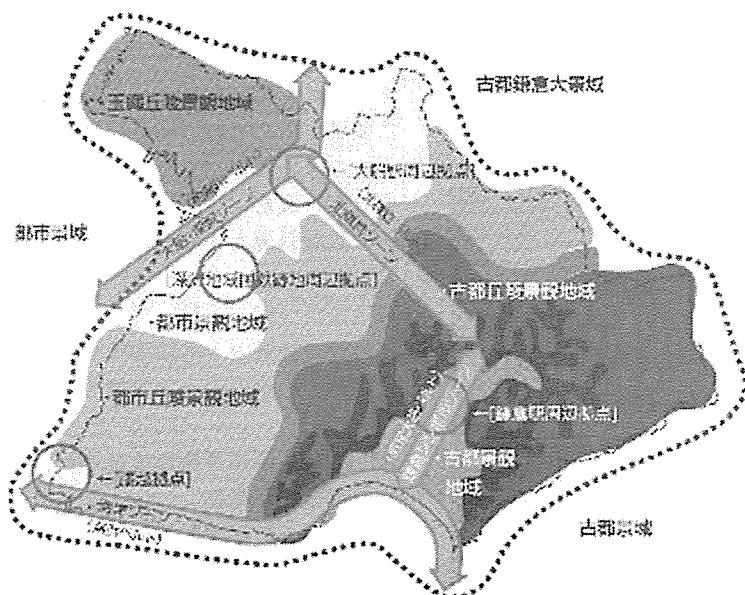
法により手厚く保護されることとなる歴史的風土と調和した都市をつくるため、市もこれまで様々な施策に取り組んできた。例えば、都市イメージの向上とともに流入する人口を抑制し、都市基盤施設を効率的に整備するための「開発指導要綱」は、秩序あるまち並みづくりに一定の成果をあげてきた。また、行政指導による建築物や看板の規制誘導も古都の景観形成に大きく貢献してきた。スタートは、多くの市民を巻き込んだ「御谷騒動」であったが、その後は時間の経過とともに多くの都市同様、行政主体の都市整備へと転換していく。

2. 鎌倉市都市景観形成基本計画と鎌倉市都市景観条例

中世からの歴史を持つ都市の骨格、近代に建築された華やかな洋風別荘建築。大船田園都市構想や鎌倉山高級住宅地の名残、市街地を取り囲む豊かな自然、前面に広がる光あふれる海など鎌倉は多くの魅力的な資源に恵まれた都市である。しかし、これら多くの資源が創り出す魅力的な景観はしばしば「鎌倉らしさ」として一括りにされることがある。決して悪いことではないが、都市のイメージを伝えるには抽象的であり、また、地域毎に「鎌倉らしさ」の質が異なるようにも感じられる。前述のように古都保存法の適用により、鎌倉は「古都」のイメージを強く抱かれるものの、都市的な土地利用が進行している地域、整然と整備された住宅地など、それぞれの地域が特徴的な景観を持ち、景観形成に関する市民ニーズも様々である。このような地域毎の特性を的確に示し、それぞれの地域の景観形成の考え方を市民とともに検討し、明らかにすることを目的に、市では鎌倉の景観づくりの規範ともいいうべき「鎌倉市都市景観形成基本計画（以下「基本計画」）」を平成 6 年に策定した。基本計画は、鎌倉の景観形

注) 鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域約 989ha のうち約 982ha が鎌倉市域に属していることから、本稿も鎌倉市を対象として構成している。

成を総合的かつ計画的に推進するための考え方をまとめたもので、基本理念・基本方針・実現化方策の3層により構成されている。特に基本方針では、鎌倉市全域を「古都鎌倉大景域」と設定（市域全体を古都と捉えた）し、地形、地域性・景域などの視点から鎌倉の景観構造を明らかにするとともに、景域・景観地域毎に景観形成の方針を示した。翌平成7年には、基本計画を実現していくためのツールとして鎌倉市都市景観条例（以下「景観条例」）を制定、さらに、平成8年には、都市景観課を創設し、全市的な景観づくりに取り組む体制を整えた。このようにして鎌倉の景観行政は、歴史的風土からその周辺、市域全体へと対象を拡大していくことになった。



鎌倉市都市景観の基本構造図（鎌倉市都市景観形成基本計画）

景観条例は、当然古都保存法や風致地区条例と連携し、まちづくり・景観づくりを進めていくこととなるが、規制導導が中心である古都保存法や風致地区条例に比べ、景観条例は市民主体のまちづくり・景観づくりを支援するといった性格を強く持った仕組みである。このため景観条例に基づく景観施策は、市民活動支援、普及啓発といった領域にも積極的に取り組むようになった。普及啓発、支援等は直ぐに効果が表れるものではないが、後に風致地区的種別指定（平成14年4月：これまでの2種別から4種別に細分化を行った）や斜面地マンションの規制を行う「鎌倉市開発事業等における手続き及び基準に関する条例」制定（平成14年9月）につながることとなった。

3. 鎌倉市都市景観形成基本計画の見直し

鎌倉市都市景観課の窓口にて…

(A市職員)「鎌倉市は景観行政に力を入れているようですが、基本計画や景観条例は市民の方々に知られているのでしょうか。」

(鎌倉市職員)「もちろんです。ホームページの開設やシンポジウム・セミナーの開催など、多くの市民に知つてもらうよう努力しています。」

(それを聞いていた市民)「本当かなあ。市民意識調査によると景観条例の存在を知つてているのは30%、基本計画を知つてているのは10%らしいよ」

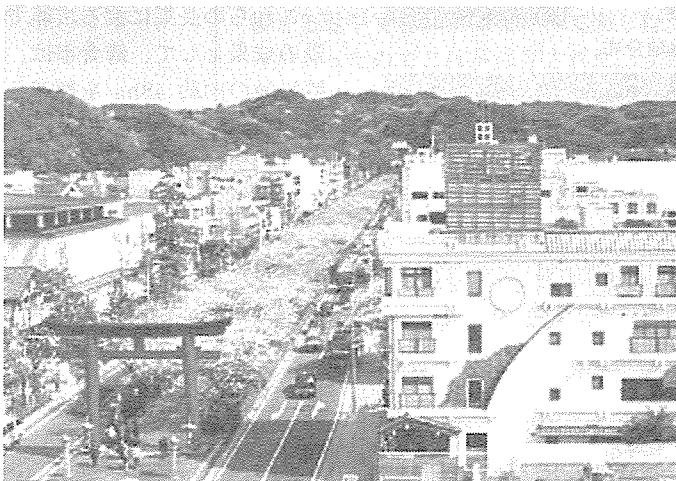
(司会)それではここで皆さんに質問です。景観条例の存在を知つている方は挙手をお願いします…

これは、基本計画見直しを進めるうえで、地域の声を聞くために開催した「タウンミーティング」での職員による寸劇の様子である。平成6年に基本計画を策定してから計画期間である10年が経過し、現在期間満了に伴う見直し作業に取り組んでいる。我々職員としては、できる限りのことはしてきたつもりではあるが、市民の評価はいたって厳しい。これは、古都のイメージを強く持った都市の宿命ともいえる。景観阻害の要因はかなり排除してきたつもりではあるが、目に見えた効果が上がっていないのは行政内部の問題もあるが、市民との協働のあり方に問題があったと感じられる。このため今回の見直しにおいては、市民とともにこれから何ができるかを考えていくことに重点をおいている。行政に対する苦情だけで終ってしまうタウンミーティングを市民と行政がともに考える場とするための試みとして職員の寸劇を交え、これまでの景観行政を会場全体で振り返ってみた。勿論、パワーポイントを活用したプレゼンテーションも今回は控え、紙芝居のような情報提供を行った。財政的に厳しい時代だからこそ、市民と行政が知恵を絞り、ともに汗を流すことができると思う。自分たちのまちを自分たちで守る、40年前の先人たちの思いを基本計画の見直しを契機に取り戻したいと考えている。

4. 鎌倉市における景観法活用の考え方

平成16年6月11日、我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が成立した。景観法は、景観行政の先進都市である京都市の施策を参考に検討が進められようだ。およそ40年前、景観的な視点を持った古都保存法は、鎌倉の市民運動をきっかけに策定された。40年の時を経て、く

しくも鎌倉ではなく京都から我が国初の景観に関する法律が誕生することとなった。我々行政はもちろん、市民もこの事実を真摯に受け止め、古都景観行政の原点である鎌倉の将来について真剣に考えていくことが必要である。今も年間1,800万人もの観光客が訪れ、先日発表された「住みたいまちランキング」でも上位にランクされた古



若宮大路（段葛）

古都鎌倉の現場 から

沢木 俊尚

株社会空間研究所

1. 御谷（おやつ）騒動と怒る権利

鎌倉観光の目玉の一つである鶴岡八幡宮は、鎌倉駅からメインの都市軸を形成し、段葛（だんかずら）で有名な若宮大路を直進した突き当たりに位置している。

御谷騒動の舞台は、この鶴岡八幡宮の裏山で、明治のはじめまで存在した25箇所の僧侶の修行場(二十五坊)の跡地である。御谷において宅地開発の計画が明らかとなつたことに呼応し、地元の住民や住職らが中心となり「鎌倉風致保存連盟」を組織し開発反対運動が始まった。当初は、鎌倉市も積極的に支援することはなかったようだが、鎌倉に住む大佛次郎などの文化人らの後押しで、御谷の開発反対・自然保護運動は、全国的な運動に拡大されていった。その過程で鎌倉市も動き、「(財)鎌倉風致保存会」が設立され、鎌倉風致保存連盟の活動と全国から集められた募金が引き継がれ、昭和41年御谷山林1.5haの買収が実現した。鎌倉風致保存会の活動は、現在まで引き継がれ、約800人の会員により、里山の下草刈りや間伐作業、大佛茶亭の公開などの各種イベントなどを開催している。

御谷の運動が全国的に知られるきっかけとなったといわれている、大佛次郎の新聞寄稿「怒る権利」の全文を別に示すので、是非一読していただきたい。都市景観を巡る環境は、40年前も今も余り変わっていないのかもしれない。

都鎌倉。我々は、先人たちが残してくれたこの魅力ある都市を大切にし、後世に引き継ぐ重要な責務を担っている。国土交通省は、これまで各自治体が独自に進めてきた景観行政を法や財政面から支援をすることを目的に景観法を策定したと説明している。鎌倉市においてもできる限り早い時期に景観法を活用する体制を整え、法のメニューとともに、鎌倉独自の施策を加え「鎌倉スタイル」の運用をしていきたいと考えている。何よりも市民・来街者の「古都鎌倉」に対する期待を裏切らない都市であり続けるようより一層の努力をしていきたいと考えている。

最後に…

日常業務に追われる毎日に「古都鎌倉における景観形成の意義」を考える有意義な機会を提供してくださったことに感謝し、お礼の言葉にかえさせていただきます。最後までお付き合いいただきありがとうございました。

2. 山林・緑地の変遷

東京の郊外高級住宅地として着目された鎌倉では、昭和30年代後半から40年代を通じて、市街地周辺の丘陵地で進められた大規模宅地開発により、緑地破壊が急速に進行し、市域の約13%に及ぶ約500haの山林が消滅し、宅地化された。しかし、昭和41年以降、歴史的風土保存区域が順次指定されたことや開発反対・自然保護を主張した市民運動の広まり等により、昭和50年代に入り、緑地の減少は収まりをみせた。

現在、鎌倉における市民による緑地保存活動は、広町緑地と台峯緑地（これに、ほぼ用地取得が完了した常盤山緑地を加え鎌倉の三大緑地と呼ばれている。）を対象とした活動が中心である。

これらの緑地は、歴史的風土保存区域からは外れており、広町緑地は風致地区と第一種低層住居専用地域、台峯緑地は第一種低層住居専用地域が指定され、緑地保全のための強い規制がかけられていないため、開発事業者から宅地開発の絶好の候補地として狙われてきた。

3. 市民活動

このような広町緑地及び台峯緑地を守るために市民活動は大小様々な組織により進められているが、ここでは緑地の買取りを目的とした基金を持ち（主に鎌倉市の緑地保全基金への寄付をおこなう。）、会員数の

年に設立された基金である(会員数640名)。

■NPO法人鎌倉広町・台峯の自然を守る会

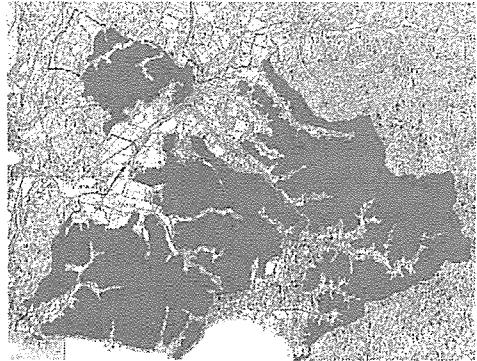
広町緑地と台峯緑地の自然を守るために、作家のいのうえひさし氏などを中心として平成10年に設立された基金である(会員数600名)。

これらの長期に渡る広範で活発な市民活動の成果として、鎌倉市は、平成15年広町緑地の内約48haを都市公園法による都市林として保全することを決定した(現在基本構想段階、既に約38haを取得済み)。

■NPO法人鎌倉広町の森市民協議会

広町緑地を都心林として保全することが決まったことを受け、広町の都市林の保守、維持、管理、利用に市民が主体的に関わっていくための組織として、従来の各活動団体の枠を超えて、新たに平成15年に設立された(会員数850名)。

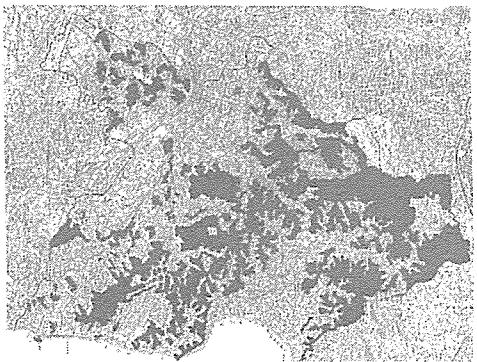
ここまで見てきたとおり、鎌倉においては、先駆的かつ積極的な市民活動と古都保存法の指定をはじめとした行政の努力とが相まって、大規模な宅地開発に抵抗し、都市景観の基盤とも言える山林・緑地の保全が進められている。しかし一方で、市街地に隣接する山林・緑地の多くが、保全のための規制の網からはずれ、法的には開発を容認せざるを得ない状況にある。これらを保全するため、現在も市民活動が続けられてはいるが、市民の力だけでは限界があり、行政のいっそうの努力が望まれている。



昭和22年当時の緑地分布



昭和37年当時の緑地分布



平成2年当時の緑地分布

(鎌倉市役所ホームページ)

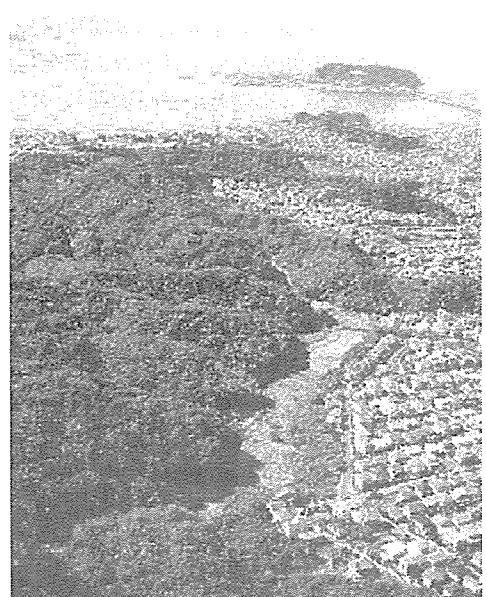
多い代表的な組織とその活動の成果を紹介する。

■鎌倉の自然を守る連合会

鎌倉市の南西部に位置する約60haの広町緑地(複雑に入り組んだ谷戸、尾根の樹齢100年を越すオオヤマザクラ、オオタカの飛来する環境を形成している。)を対象とした開発計画を受け、昭和54年に始まった保全のための自治会活動としての市民運動の中で、募金活動を契機に昭和60年、周辺の複数の自治会により結成された連合組織による基金である(会員数約4,500人)。

■NPO法人北鎌倉の景観を後世に伝える基金

北鎌倉駅の西側に位置する約27haの台峯緑地(谷戸、樹林、池が分布し、オオタカの餌場ともなっている。)における大規模宅地開発計画を契機に、作家で精神科医のなだ・いなだ氏などを中心として平成10



広町緑地の俯瞰

(鎌倉の自然を守る連合会ホームページ)

電車が鎌倉の山の中にはいると、窓から見て私は山の木立ちや森が実に美しいなど感心する。両側の丘が、それで埋まつていて、高い杉の木立ちが深山のように黒々としているところもある。タケやぶが豊に深く青い東慶寺の谷も東京に往復する途中で忘れずにながめて楽しむ。寺があったのでこれが保存された。北鎌倉を出て大船に向かって、美しい森があるので注意すると、木の陰に石段が高く登っている。やはり寺の坊があるらしくそのために森が保存されたのだ。

戸塚の近くに右手の丘にこんもり繁った山があつて、そこには社があった。これが最近見ると、森が浅くなり、老木の外側の太い枝がきられて、むざんな切り口を見せてている。近くに民家が建てられた関係であろう。私は人間だけが人を見るような気持ちを誘われる。人間ならば反抗しようが、樹木は物を言わない。あわれさが深いのである。

二十五坊の山の森や、建長円覚寺の裏山の自然が気づかわされてから久しい。こわす人たちは、土地の人間でないから、未練を感じない。容赦もしない。私がいつも楽しんで見上げる美しい木立も森も、いつまである運命かわからない。個人なり会社の財産なので、どう処理しても許されるわけだが、今は一種の人災と言うよりほかはない。建設の名で行う破壊なのである。そのために、一般の人たちが朝夕に鎌倉に感じている魅力が破られ、失われて行くのである。国家なり中央の政府が風致地区を設定する。それと認定しただけで保護する手段を自治体にまかせきりで、経済的に助けてくれるものでない。古美術品を国宝、重要文化財に認定してもその維持保存の責任を一に所有者に帰せしめて国は何もしない。火災から守って焼かぬようにする任務も、普通の場合に湿気や乾燥からそこなわぬようにする怠りない責任も持ち主にさせておく、文化国家だと名乗って、奇怪な制度なのである。

風致地区となっている市町村、自治体の苦しみも同じように国策の貧困からである。政府や国会が今の間に考えて保護しない限り、古い歴史をになっている土

地ほど、困難し破壊が推進されて行くことだろう。正しく規制する法令が早く作られねばならない。

伝統のある土地の近代化の問題は、どこでも起こっている。日本人が自然を愛する国民だと言うのも実は今日は当たらない。歴史を重んじる性質だと言うのもうそである。土地が狭く人口ばかり多いせいか、我々は昔から実利的で、利己的である。貧しいながら植え木を育て、歴史あるものに敬意を抱いたのは圧政の下にも静かだった封建社会の間だけのことであろう。ほんとうは我々は残念ながら真に物を大切に愛する強さがない。譲らぬ執念を持つことがない。漂う浮標のように流れ身をまかせる行き方である。自分に直接に関係ないことにはことにそれで、冷淡で無関心でいる。電車の中の乱暴を、他人の身のことなら乗り合いの者が見て見ぬ振りでいる。考えれば恥ずかしいことなのだが、自分さえよければよいのである。

いい加減に民主時代にはいってから、かえっていばるやつはいよいよぱり出した。見て見ぬ振りをするおとなしい人間が多いのをよいことに、腕力、金力、政治的実力の時代になった。怒ることを人がしないからである。民主政治とはだれにも怒る権利を承認したものだが、ことなかれで物ぐさで黙っている人たちは正義を放棄しているわけで、自分にけががなく、生活が安穏に立って行くものなら世界がどうなってもいいとしているのが大部分である。

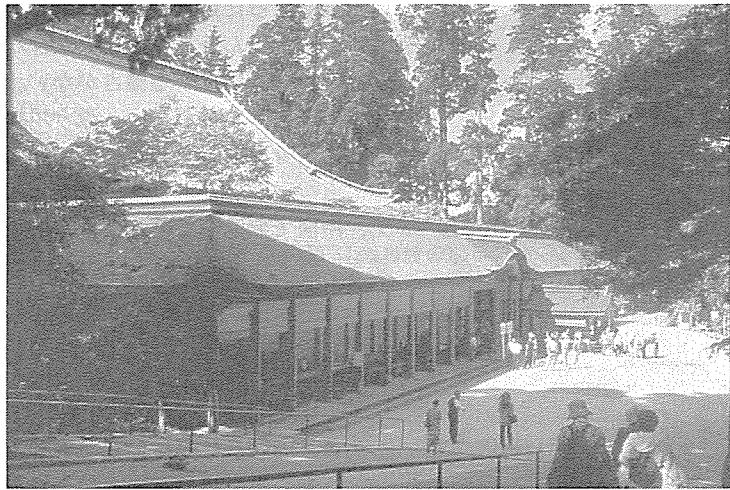
史跡、風致地区の大切さを叫んでも、金力か財力か、何かの実力の圧迫の前にイヌの遠吠えである。無力な文化人として一束に片付けられる。自分のことだけでなく、一般のこと共同の運命に、もっと素直にだれも怒りをしめすようになってから、初めて良い時代が來るのである。二十五坊（御谷地区）の山の問題、稻村ヶ崎の問題につき、市民が結束して発言するようになったのは、よいことである。いつも人が知らぬ間に仕事が進められ、既成の事実として、力ある者が居る。それが民主時代だとしたら奇怪である。

古都保存と大津市 の景観形成への 取り組み

大津市都市計画部古都景観室

大津市の歴史的風土

大津市は、比良山・比叡山・音羽山・田上山などの山並みと琵琶湖に抱かれた自然豊かな街である。天智天皇が近江大津宮に遷都して以来、西国と東国・北国とを結ぶ水陸交通の要衝という地理的条件から、常に歴史上の重要な地域として、国府・門前町、城下町、港町、宿場町など、様々な形で発展を遂げてきた。各時代を経て幾重にも積み重なった歴史的資産は、周囲の自然と一体となって、近江八景に代表されるような特色ある國民資産ともいえる歴史的風土を形成している。



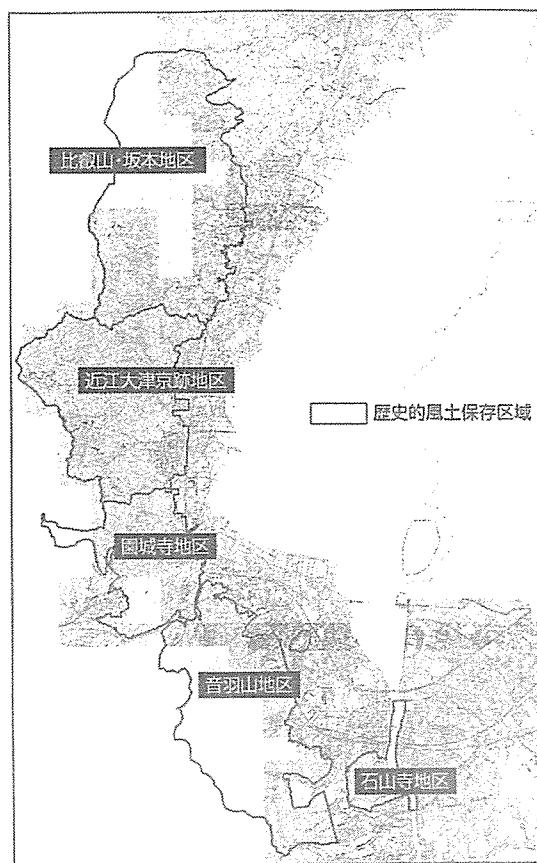
延暦寺根本中堂

歴史的風土保存における課題と古都指定

しかし、昭和40年代以降の急速な市街化を背景として、近江大津宮錦織遺跡をはじめとする重要な歴史的文化資産の多くが、住宅市街地に取り込まれることとなった。そのため、当該資産のみを保存するだけでは、市街地の中に孤立して存在する形となり、背後の山並み景観との連続性などを確保することが困難となっていた。また、歴史文化資産を取り囲む自然環境については、風致地区が指定されているものの、その隣接部においては周隣の風致に調和しない建築が行われる可能性を有していた。特に、風致地区の隣接部において商業地域が指定されている地域では、高度地区が指定されておらず（住居係用途地域では高度地区指定済）、高層建築物の建築などにより風致が損なわれるという問題が生じており、歴史的風土保存の観点から問題となっていた。

さらに、本市は、京阪神都市圏の近郊都市であることから、将来的に人口増加が予測される数少ない都市の一つであり、山麓部の住宅地開発や市街地における中高層共同住宅の建設等による市街化の圧力も高い。

保存区域の指定図



大津市歴史的風土保存計画の概要

(1) 比叡山・坂本地区

延暦寺、日吉大社、西教寺等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境並びに坂本地区の庭園や生垣を中心とした緑豊かな歴史的街並みの保存を主体。

(2) 近江大津京跡地区

近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡、崇福寺跡等の史跡と一体となる、比叡山より長等山に至る山丘を中心とした自然的環境の保存を主体。

(3) 園城寺地区

三井寺、円満院、長等神社等の歴史的建造物と一体となる長等山の自然的環境及び琵琶湖疏水等からの展望域の自然景観の保存を主体。

(4) 音羽山地区

近江大津京跡、園城寺から石山寺にかけて連続し市街地の背景となるとともに、茶臼山古墳等の遺跡等と一体となる、音羽山等の緑の山並みを中心とする自然景観の保存を主体。

(5) 石山寺地区

石山寺と一体となる伽藍山の自然的環境及び瀬田川河畔の自然景観の保存を主体。

*詳細な区域指定図は、都市景観課や県都市計画課で縦覧できます。

このような背景のもと、県・国への要望を行い、平成15年10月に全国で10番目の「古都」に政令指定された。

大津市における古都保存法の取り組み

「古都」に政令指定されたことを受け、平成16年6月には、比叡山・坂本地区、近江大津京跡地区、園城寺地区、音羽山地区、石山寺地区の計5地区、面積約4,557haが大津市歴史的風土保存区域に指定され、同年11月には、大津市歴史的風土保存計画の決定がなされた。



園城寺地区



疎水と観音堂



比叡山・坂本地区

大津市の景観形成への取り組み

このような動きと併行して、本市においては、歴史的風土を守り、活かしながら、古都に相応しい風格あるまちづくりを進めることを目標として、平成16年3月に「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」を制定し、さらに本条例に基づき「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を策定した。

基本条例では、大津の景観のすばらしさを認識し、市民、事業者そして市が共通の目的をもって、各々の役割を果し、共に景観づくりに取り組むという基本理念、目標像を示している。

基本計画は、大津市の景観形成のマスタープランとして位置付けられるものであり、景観づくりの基本的な考え方、方針、推進方策等を示している。

今後の施策展開

今後は、基本計画の実現に向けて、景観づくりを具体的に推進していくと考えており、以下のような施策の展開を行うとともに、市民の参画を積極的に働きかけ、市民・事業者と連携がとれた推進体制を構築していく。

(1) 法律に基づく規制誘導

景観法の規定に基づく市全域を対象とした景観計画を策定し、景観法を活用した景観誘導を推進すると共に、用途地域、高度地区、風致地区等の見直しも含めて、都市計画マスタープランの見直し作業等と連携・調整しながら、詳細な検討を行っていく。また、古都大津を代表する歴史的風土を保全するため、歴史的風土保存区域の特に重要な地域について、歴史的風土特別保存地区の指定に取り組む。

(2) 新たな制度の整備

景観づくりの実現に向け、既存の法による対応が困難な事項については、市独自の条例の制定等を検討していく。

(3) 景観形成事業の実施

道路、河川をはじめ景観に大きな影響を与える公共空間、公共施設の整備に際して、地域の景観特性に調和するよう、そのデザイン等を誘導する。具体的には、公共事業の実施に際し、景観形成に資するための計画・設計の手順、配慮すべき事項等を示したガイドラインの策定に取り組んでいく。

(4) 普及・啓発・支援事業の実施

市民や事業者の景観形成への取り組み意識を高めるため、地域の優れた景観形成に寄与する建築物、開発等を対象として表彰制度を設けると共に、広報等により広く紹介する。また、地域住民による主体的な地

域の景観形成への取り組みを促進するため、これらの活動に対して情報の提供、技術的な指導を行うとともに、必要に応じて資金的な助成を行なうなど支援を検討していく。

(5) 実施計画の策定と計画の推進

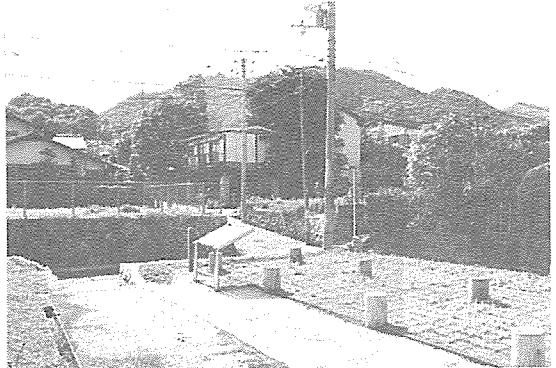
基本計画を着実に推進していくため、市民参画のもとに、景観特性、主要資源、法制度の現状、改善要素、景観形成目標、景観づくりの方向性、実施施策等を盛り込んだ地区ごとの実施計画を策定する。初年度となる平成 16 年度は坂本地区において実地計画の策定に着手しており、次年度以降、順次地区を選定し、実地計画の策定を進めしていく予定である。

おわりに

本市においては景観基本条例の制定、景観基本計画の策定を終え、漸く「景観づくり」のスタートラインに立ったところであるといえる。今後、具体的な大津の景観づくりが始まるが、「景観づくり」は、美しい大津の景観を守り育てなければならないという市民の共通認識が大前提であり、その推進にあたっては、市民と行政がパートナーシップを取つていけるかどうかが鍵となる。市民生活に根ざした取り組みを行つていき、大津の美しい景観を創つていきたい。



坂本穴太衆積



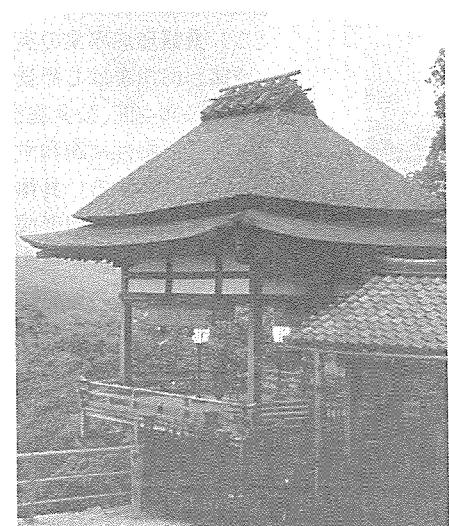
近江大津京跡地区



石山寺地区



音羽山地区



石山寺月見亭

古都大津の景観 形成の現状と 課題

森川 稔

(株)アーバンスタディ研究所

■はじめに

大津市は滋賀県の南西部に広がり、JR線の大津駅から京都駅までおよそ10分、大阪駅まではおよそ40分と至近のところに位置している。このため、京阪神大都市圏の開発圧力を強く受けており、日本の総人口の減少が想定される中でも、将来的に人口の増加が予想される数少ない都市のひとつになっている。

こうした大津市が、平成15年10月に古都に指定された。667年に天智天皇によって都が飛鳥の地から大津に移され、5年間と短期間ではあったが、大津京が開かれたことによる。

大津には、琵琶湖と背後の山並みとが織りなす豊かな自然が広がり、また、古くより交通の要衝に位置したことから、多くの歴史文化財が蓄積されている。自然と歴史・文化が融合した景観に恵まれた都市であると同時に、強い開発圧力を受けている都市もあるといえる。こうした大津市でこれまで、景観に関して何ら体系的な取り組みが行われてこなかったのは、むしろ不思議にさえ思われる。今回「古都」に指定され、遅きに失した感はあるが、ようやく景観形成への取り組みが進められることになった。

■大津の景観構造

大津市は面積およそ300平方キロで、琵琶湖に面して細長くL字型に広がっている。その広い市域には、山間、田園、市街地と、多様な景観がみられる。北部の葛川（かずらがわ）地区には、琵琶湖に注ぐ安曇川が谷あいを北流する山間の豊かな自然景観が形成されている。その南に広がる仰木地区には、テレビでも紹介された棚田の特徴ある景観が広がっている。また、市域の南東部では、奈良時代の樹木伐採によって荒廃した山上を背景に、広がりのある田園景観をみることができる。一方中央部では、



大津市の市街地と琵琶湖を空から望む（大津市の報告書より）

琵琶湖と背後の山並みに挟まれて、奥行きの狭い平地が南北に細長く伸びている。その中心部の平地では市街化が進み、周辺でも大規模な住宅地の開発が行われている。ただ、市街地の中心部を少しほざれると、まだまだのどかな集落景観の名残を散見することができる。

広がりのある琵琶湖の水面と背後の山並み、その間に広がる市街地とが一体になった景観は、大津に極めて特徴的なものといえる。考えてみれば、わが国で湖のほとりに広がる都市は、大津以外にそう多くはない。ヨーロッパやアメリカなどでは湖岸に形成された都市を数多くみることができるが、わが国では大津のほかに、宍道湖のほとりに位置する松江市や、諏訪湖の岡谷市、諏訪市ぐらいであろう。ただ、松江にしても湖岸部での都市的な機能の集積は低い。大津の中心部の湖岸には、商業施設、ホテル、文化ホール、業務施設などが立地している。琵琶湖という空間的広がりと都市的



琵琶湖の湖岸を望む



琵琶湖の湖岸を望む



「なぎさ公園」で行われるイベント風景

な施設とが、湖岸に沿って整備されたなぎさ公園をはさんで広がるという様相が生まれている。天気の良い日には、きれいに整備された大津港の噴水が虹を描き、多くの観光客を乗せた白色の遊覧船が発着する。

この湖辺の公園はさまざまなイベントの会場にもなり、8月に開催される大津花火大会には多くの見物客が押し寄せる。都市的な賑わいの空間と、比良・比叡の山並みを背後に控えた琵琶湖の雄大な風景を望む水辺とが一体になった、他の都市にはみられない空間が作り出されている。

ただ、こうした湖岸部で、近年、高層建築物の立地が進んでいる。埋め立て地であり、まとまった土地を確保しやすいこともあって、マンションなどへの用途転換が進んでいる。湖岸部に高層の建物が立地することによって、琵琶湖と市街地とが分断されたり、背後の視点場からの琵琶湖の眺望が阻害されていることは否めない。大津の

景観を大きく特徴づけている湖岸の景観軸をどのように形成していくか、背後の土地利用と連携させて湖岸部一帯をどのように一層魅力ある空間にしていくかが大きなテーマである。

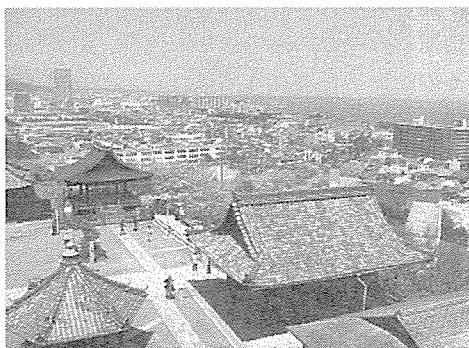
歴史・文化に関わる景観は、平地が細長いこともあり、山裾に多くみることができる。重要伝統的建造物群保存地区に指定されている坂本地区も、比叡山の山麓に位置している。延暦寺の門前町であり、数多くの神社仏閣に加えて、高僧の隠居所である「里坊」、伝統的な石積みである「穴太衆積み」、地区内を流れくだる水路などによって、落ち着きのある景観が形成されている。国宝や重要文化財を多く要する三井寺（圓城寺）も、その境内は山裾に広がっている。一昨年、筆者らが大津市内の「鎮守の森」131箇所の植生や立地、景観などを調査したが、その結果によれば「鎮守の森」のおよそ3割は「山裾」に位置している。背後



琵琶湖景観の視点場のひとつである三井寺観月舞台付近から中心部を見る



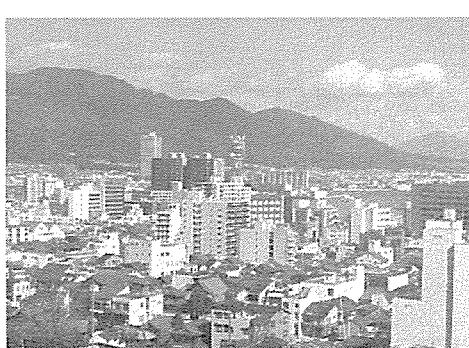
重要伝統的建造物群保存地区に指定されている坂本地区



琵琶湖景観の視点場のひとつである三井寺観月舞台



山裾に位置する三井寺



建物の高層化が進む中心部



山裾に位置する長等神社

の山並みが古都法による歴史的風土保存区域に指定されたことにより、緑の景観と一体になって、こうした歴史的景観の保全が図られることが期待される。

また、大津の中心市街地は、かつて「大津百町（ひゃくちょう）」といわれ、湖上交通の港町、また、東海道の宿場町として栄えたところである。毎年10月に行われる「大津祭り」は、この当時の繁栄を今日に伝える祭りである。そして、今日なお、まちなかには数多くの町家がみられ、風情のある街並みが点在した状態で残っている。昨年11月に大津市が調査した結果によれば、中心部（浜大津一帯）に立地する町家はおよそ1600件で、町家の住民への意識調査によれば、その半数以上が「町家を使い続けたい」としている。しかし、こうした町家の取り壊しがあちこちでみられる。町家から高層マンションへの建て替えが中心市街地で進んでおり、市街地の景観に混乱をもたらしている。

大津は古くから開け、琵琶湖の湖上交通、西日本と東日本を結ぶ交通の要衝として発展した土地であることから、歴史・文化財に恵まれている。国宝・重要文化財などを数多く有し、その数は全国第5位になっている。また、わが国の創生期から近世社会への発展・形成に至る各時代の歴史文化が連続的に蓄積しており、文化の重層性を伝えることができる歴史風土をもっている。社寺などが形成する歴史的な景観を如何に保全し、また、町家が形成する街並みをどのように継承していくかが、中心市街地の活性化ともからんで、大津でも大きな課題になっている。

■景観まちづくりに向けて

大津市でも、景観まちづくりの取り組みがはじめられた。平成17年度からは景観行政の担当課が「古都景観室」から「都市景観課」に改称され、古都指定から総合的、

具体的な景観形成への取り組みが進められる。町家の調査は平成16年から取り組まれており、平成17年度からは地区景観形成の策定などが予定されている。

先に記したように、大津市ではこれまで、景観を真正面からとらえた取り組みがほとんどなされなかったため、市民の景観形成に対する意識はまだ低いうに思われる。市民の意識づくりから進めていくことが求められる。そうしたなかで市民サイドでは、町家について様々な取り組みを行う「大津の町家を考える会」や、「大津環境フォーラム景観グループ」などの、市民グループによる取り組みがみられる。一般市民やこうした市民グループの参画や協働をすることにより、広く市民の取り組みとして大津の景観まちづくりが進められることが期待される。



町家と中高層建物の混在



古都景観賞に選定された建物



歴史的な街並みのなかを曳山が巡行する大津祭り



町家を市民グループ「大津の町家を考える会」が再生させた「まちづくり大津百町館」では様々なイベントなどが行われている

明日香村の歴史的風土は今

宮前 保子

(株) スペースビジョン研究所

1はじめに

古都・京都や奈良、鎌倉などでは寺社など我々の目に「見える」建造物などが歴史的風土の核となっている。

しかし、明日香村では「歴史上意義を有する建造物、遺跡等」の多くが「いまだ見えざる歴史的資産」として、農地や樹林などの下に「眠っている」。

明日香村を周遊すると、我々には懐かしい水田景観が広がり、小丘陵がなだらかに続いている。我々は、その水田や森林の景観から、遙か悠久の時代・飛鳥の古都の景観を心の内で再現するのである。

しかもこれらの歴史的風土は明日香村民の日常的な生活の営みを通じて保存されているのである。



たおやかな峰々に取り囲まれた明日香村の歴史的風土



水田や畠の下に遺跡が眠る

2 明日香村における歴史的風土の概要

明日香村の古都法指定のきっかけとなったのは、昭和40年代当初に起こった宅地開発である。

明日香村に突如出現した景観の改変状況から、長い時間をかけてつくりあげられてきた美しい景観を守るために、村民や明日香村を愛する人々が各種活動を展開した。

その結果、歴史的風土保存のために全村域が古都法の指定を受けることとなった。

法の指定状況をみると、昭和44年に60haが歴史的風土特別保存地区に指定告示され、昭和46年には102haに拡大された。

この後、昭和55年に明日法の施行に伴い、特別保存地区的うち、飛鳥宮跡、石舞台、岡寺、高松塚の4地区が第一種歴史的



不思議な様相を見せる遺跡

風土保存地区に、その他の村内すべての区域が第二種歴史的風土保存地区に区分された。

また、都市計画法による風致地区が重複して指定され、全村域が法の指定を受けることによって歴史的風土保存の実効性が保たれている。

さらに、市街化区域と森林地域を除く大半の区域が農業振興地域に指定され、第一種歴史的風土保存地区ならびに大半の区域が農用地に指定されることによって農地景観が維持されている。

このような明日香村の歴史的風土は、石舞台古墳や高松塚古墳などの数多くの古墳群、酒船石や猿石などの遺跡、飛鳥京跡などの宮跡や寺跡と、農地や森林などの自然景観が一体となって構成されている。

つまり、明日香村の田園景観は、京都や奈良のように、歴史的資源の背景となる「地」ではなく、むしろその下に遺跡が眠る「図」として把握されることが特徴と考えるべきであり、水田や樹林などの自然景観が明日香村の歴史的風土の重要な要素であるといえる。

しかし、明日香村では民有地の占める割合がきわめて高い。

このことは、明日香村における歴史的風土の枢要な区域の大半は農地や森林などの生産活動・経済活動の場であることを示している。

また全村の56%を森林が占め、明日香村の歴史的風土を保存していくためには農林業の持続が重要な要素であるといつても過言ではない。

3 農林業の実態

明日香村の農地および農業従事者等についてみると、昭和45年から平成12年までの期間に、総農家数が約37%減、農業就業人口が約58%減と農業の担い手が減少していること、さらに農業従事者のうち65歳以上人口が約51%と高齢化率が進んでいることが明らかになっている。

一方、森林は民有林が約93%と村域のほとんどを占めており、林業の維持が歴史的風土の保存に重要な役割を果たしている。

以上の点から、全国的に農林業を取り巻く状況が厳しい現在、歴史的風土の保存と農林業の持続との調整が大きな課題であるといえる。

4 明日香村の歴史的風土の類型

明日香村をめぐると、村内の歴史的風土は一律ではないことがわかる。

明日香村では農地や森林などが一体と

なった集落景観に加えて、宮跡や寺跡、古墳や陵墓などの歴史的遺跡群が重要な景観要素となっている。

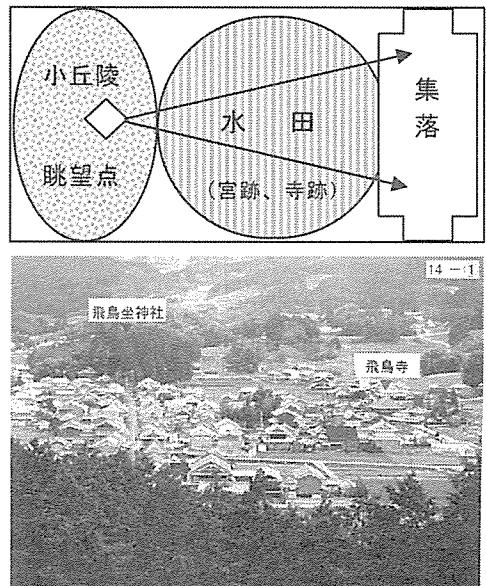
このため歴史的風土を集落単位に、水田平野型、山辺型、谷辺型、奥山型、まち型の5類型に区分して、その特徴をみてみよう。

①水田平野型

この類型では宮跡、寺跡などの特別史跡や史跡およびその他の遺跡が数多く分布していることが特徴である。古都法ではこの類型の景観が明日香村の歴史的風土の枢要な区域として把握されている。

現在、一部の史跡を除いて大半の史跡は水田や畑の地下に存在し、広がりのある水田が「かつてそこに存在した歴史空間」を想像させる。

しかも史跡などを巡る周遊歩道が整備され、明日香村への観光客がこの一帯に集中している。また、甘樫丘や岡寺などの高所



甘樫の丘からながめる飛鳥の集落

からの眺望景観も「国見」景観として重要である。

現在、この景観を保存するため、村民による農業経営、国営公園事業による景観保全、奈良県や明日香村などによる景観管理のための事業が展開している。

②山辺型景観

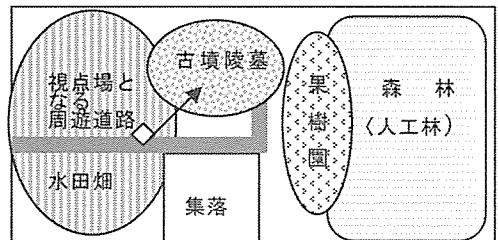
この類型の景観の特徴は、ランドマークとなる古墳や陵墓である。これらの古墳や陵墓は特別史跡や史跡に指定されているが、視覚的には二次林や草地などの自然景観を呈している。

また集落背後はスギ・ヒノキ林などの人工林や果樹園が立地し、集落前面は水田・畑地で構成されている。ここでも、石舞台

古墳を代表とする特別史跡周辺や周遊歩道周辺は、明日香村の歴史的風土の枢要な区域として把握されており、観光の対象となっている。

景観維持のため、村民による耕作維持・樹林管理ならびに国営公園事業による景観保全・整備、ならびに奈良県や明日香村による耕作支援・樹林管理が行われている。

しかし、観光客の集中する地域や周遊歩道沿い以外の地域では、高齢化や減反政策のため、耕作放棄地や放置森林が見られ、これらの景観保全策が求められている。



山辺から眺望する明日香村の景観

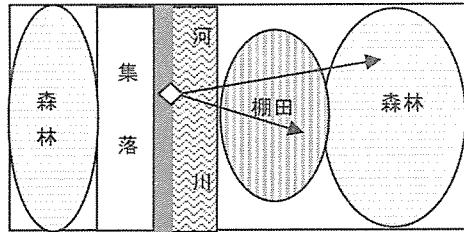
③谷辺型

本類型では万葉集に謳われた飛鳥川、集落背後の森林に分布する古墳群遺跡、稻淵宮跡が分布するが、歴史資源は「見えざる」状態である。

一方、ここでは、日本の農村景観の代表とされている棚田景観が維持されている点が特徴である。さらに飛鳥川は重要な景観要素であり、飛鳥川の飛び石は明日香村指定史跡になっているほか、集落単位の伝統的な祭の場として重要な祭祀空間となっている。

また、近年は、伝統的な棚田景観そのものが「歴史的風土」として認識されている。現在、村および集落居住者が主体となって都市住民の参加によるオーナー制度によって棚田景観の維持が進められている。また、「飛鳥川の原風景を取り戻す仲間の会」など都市住民で構成されているボランティアの活動も展開している。

しかし、歴史的風土の保存と地域活性化を両輪で進めていくことが課題となっている。

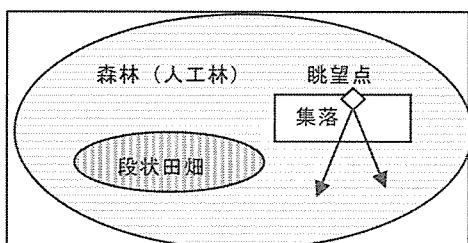


稻淵の棚田景観

④奥山型

奥山型景観の特徴は、集落が森林地域に分散して立地している点である。

本類型は、法的には第二種歴史的風土保



山々に囲まれた美しい集落景観

存地区と第三種風致地区に指定されていることから、他類型と比較すると法による景観保全措置は緩やかである。

景観の特徴は集落を取り囲む森林と小規模の段状農地で構成されていることである。また、北側の平野部への眺望は隠された明日香村の魅力のポイントとなっている。

ここでは、村民の努力によって農地や森林が良好に維持されている。しかし、担い手の高齢化などから今後の景観維持が課題となっている。

⑥まち型

明日香村内の「まち」型を市街化区域に



飛鳥川の清涼な流れ



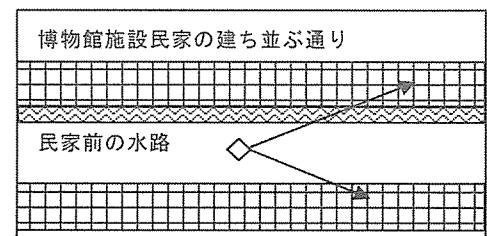
飲食店に再生された民家

指定されている地区とした。現在、市街化区域は近鉄「飛鳥駅」周辺ならびに村役場が立地する「岡」地区周辺等が指定されている。

飛鳥駅周辺は観光客を受け入れるゲートとして、駅前広場や「情報センター」整備が進められている。また、岡地区周辺では犬養万葉記念館や万葉ミュージアムなどの博物館施設や民家を改築した飲食店などが立地しているが、家々の前には水路が流れ、落ち着いた景観を呈している。

村では、この界限を「にぎわい通り」として位置付け、地区の活性化を進めようとしている。

ここでは、屋外広告物や電柱などの景観阻害要因の除去に基づく界限景観の形成が課題となっている。



明日香のまち景観

6 明日香村における景観形成の新しい動き

古都法指定以来約30年、明日香村は古代の都を思い描くことができる貴重な歴史的風土を守ってきた。

かつては凍結的保存によって「日本人の心のふるさと」ともいえる歴史的風土が守られてきた。しかし、平成11年以来、歴史的風土創造的活用を目指して、「あすかまるごと博物館」構想のもと村の地域活性化が進められている。

様々な歴史的資源を包括した明日香の歴史的風土とは、史跡を取り囲む田園景観や森林景観のみならず、村内の畦を彩る彼岸花から、飛鳥川の流れ、大和棟の家屋やその民家の再生まで多岐にわたっている。

この資産を次代に継承しながら、生き生きとした様相を我々に見せてくれる明日香村の歴史的風土を引き続き見守っていきたい。

古都奈良における歴史的風土の保存レポート

横山 瑞

(有)エイライン

奈良県では、昭和41年4月に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」にもとづいて、奈良市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村が「古都」に指定されました。

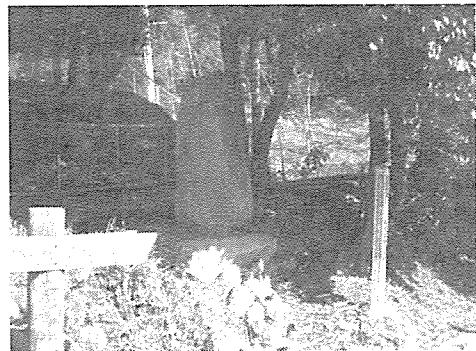
1. 奈良市歴史的風土保存計画

八世紀のはじめ、飛鳥藤原京により平城京に遷都後、都市としての形態を整えた奈良は、その後大社などを中心に繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的遺産を現在に伝えている。これら資産の大半は、東・西・北方のなだらかな丘陵地を背景に自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成しています。

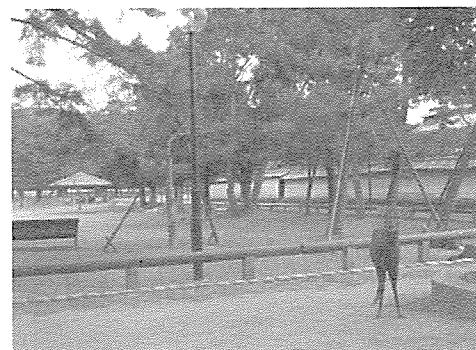
もっとも特徴的に現れている点として、歴史的風土保存区域内における行為の規則その歴史的風土の維持保存に関する事項において、奈良市では、春日山地区、平城宮跡地区、西ノ京地区の地区別の歴史的風土の特性によってその事柄を決めている。

(1) 春日山地区

春日山地区の歴史的風土保存の主体は、春日大社、興福寺、東大寺などの歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存にあり、背景となる春日山、御蓋山、若草山などの丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築など、土地形質の変更、木竹の伐採などの規制に重点を置くものとなっています。また、春日奥山周遊道路沿道の石仏などの歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点を置くものとしている。



春日山地区



春日山地区（興福寺周辺）



春日山地区（春日大社前）



春日山地区（猿沢の池周辺）

保存区域とその面積 (単位 ha)

名 称	適 用	面 積
奈良市歴史的風土 保存区域	春日山地区	約 1,743
	平城宮地区	約 919
	西の宮地区	約 114
奈良県生駒斑鳩町 歴史的風土保存地域		約 536
天理市、橿原市及び 桜井市歴史的風土 保存区域	石上、三輪地区 (天理) (桜井) 大和三山地区 鳥見山地区 磐余地区	約 1,060 約 836 約 426 約 242 約 148

(2) 平城宮跡地区

平城宮跡地区の歴史的風土保存の主体は、平城宮跡ならびに大型古墳群と一体となる自然的環境の保存にあり、平城宮跡及び北部丘陵周辺においては特に建築物その他の工作物の規制、土地形質の変更及び木竹伐採の規制に合わせて水上池など水辺景観の保存に重点を置いています。



平城宮跡地区（平城宮跡）



平城宮跡地区（平城宮跡）

（3）西の京地区

西の京地区的歴史的風土保存の主体は、薬師寺、唐招提寺などと一体となる自然的環境の保存であり、両寺の間及び県道奈良大和郡山斑鳩線からの展望域については、建築物その他の工作物の規制に重点を置いています。



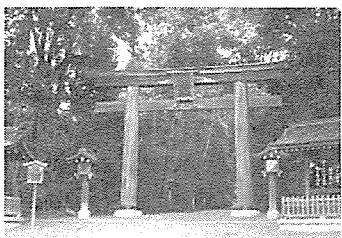
西の京地区（薬師寺周辺）

2. 奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画

6世紀から7世紀のはじめにかけて、聖徳太子がこの地において数々の政治上の業績を残し飛鳥時代の文化が栄え、数多くの歴史上重要な文化的資産を現在に伝えています。これらの歴史的資産は、矢田山系を中心とした周辺の自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成しています。歴史的風土の特性に応じる行為の規制については、歴史的風土保存の主体として法隆寺、中宮寺、法輪寺、法起寺等を中心として、これらと一体となる自然的環境の保存にあって、特に法隆寺参道周辺については、建築物そのほかの工作物の新築などについての規制、その背景となる山丘については、新たな宅地造成などの開発規制、土地形質の変更、木竹の伐採などについての規制に重点を置いています。



斑鳩町（法隆寺周辺）



石上三輪地区（大神神社）

数多くの歴史上重要な文化的遺産を現在に伝えています。これらの資産の大半は、東、南の山稜を背景にまたこれを取り巻く田園の自然的環境と一体をなして特色ある歴史的な風土を形成しています。

（1）石上、三輪（いそのかみ、みわ）地区

石上、三輪地区の歴史的風土保存の主体は、石上神宮、大神神社及び崇神天皇陵、景行天皇陵等の大型古墳ならびに、現在最古の道といわれる山の辺の道等と一体となっている自然的環境の保存であり、特に三輪山等を始めとする背後山丘における建築物その他の工作物の新築など、土地形質の変更、木竹の伐採などの規制に重点を置くものとなっています。



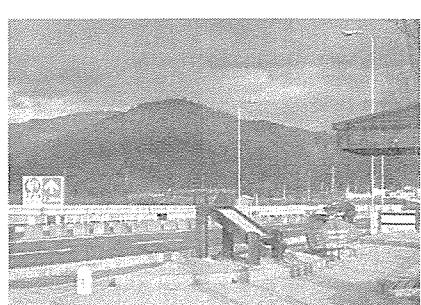
石上三輪地区（天理市）



石上三輪地区（石上神社周辺）



石上三輪地区（大神神社周辺）



三輪山

3. 天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存地域

8世紀の初め、飛鳥藤原京より平城京に遷都するまで、この地域は長期にわたりわが国古代の政治、文化の中心として繁栄し、

(2) 鳥見山（とみやま）地区

鳥見山地区の歴史的風土保存の主体は、磯城（しき）磐余（いわれ）などに伝承される多くの宮跡の背景をなす鳥見山の山容の保存であって、建築物その他の工作物の新築など、土地形質の変更、木竹の伐採などの規制に重点を置くものとなっています。

(3) 磐余地区

磐余地区の歴史的風土保存の主体は、磐余櫻栗宮（いわれのみかくりのみや）、磐余玉穂宮（いわれのたまほのみや）、磐余池辺跡雙楓宮（いわれのいけのへのなみつきのみや）等の伝承地及び山田寺跡と一緒に自然的環境の保存であって、建築物その他の工作物の新築など、土地形質の変更、木竹の伐採などの規制に重点を置くものとなっています。



大和三山地区から磐余地区を望む

(4) 大和三山地区

大和三山地区の歴史的風土保存の主体は、藤原宮跡、畝傍山、耳成山及び天の香久山の大和三山を一体とする自然的景観の保存であって、建築物その他の工作物の新築など、土地形質の変更、木竹の伐採などの規制に重点を置くものとなっています。



大和三山地区（天の香久山）



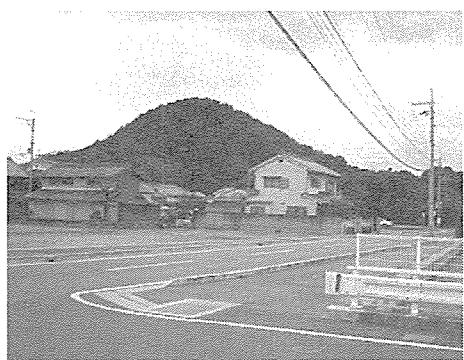
大和三山地区（耳成山）



大和三山地区（耳成山、天の香久山）



大和三山地区（藤原宮跡、天の香久山）



大和三山地区（畝傍山）

事務局より

1. 新会員の紹介

2005年1月1日～2月28日の入会者は下記の通りです。(入会順、敬称略)

2月28日現在の会員数は、486名です。

正会員氏名	勤務先(プロック)
小林 正美	明治大学/(株)アルキメディア設計研究所(関東)
三輪 強	昭和鉄工(株)(関東)
岡 幸男	(株)ライズ(関西)
土田 義郎	金沢工業大学(北陸)
円満 隆平	金沢工業大学(北陸)

2. 退会者(2005年1～2月)

植本俊介、原田照也(敬称略)

当会議設立に尽力され、代表幹事やプロック幹事を歴任された岡道也会員が、昨年12月に逝去されました。ご冥福をお祈りいたします。

お詫びと訂正

081号の特集『地場産業と景観』06頁～08頁、片岡公一氏の原稿に編集上の不備があり、右記図表3点が記載されておりませんでした。

お詫びして訂正させて頂きます。

081号の特集『地場産業と景観』05頁、長江氏の氏名と所属が未記載でした。
お詫びして訂正させて頂きます。

編集後記

3. 住所変更等(敬称略)

氏名	変更内容(新)
尾辻 信宣	Glocal Vision 〒813-0043 福岡市東区名島1-28-21-404
後藤 祐介	(株)ジーユー計画研究所 〒658-0013 神戸市東灘区深江北町4-8-19-201
佐藤 健正	Tel. 078-435-6510 Fax. 435-6513 (株)市浦ハウジング&プランニング (社名変更)
高橋 宏子	新潟県立上越総合技術高校 〒943-8503 上越市本城町3-1
徳本 修一	Tel. 025-525-1160 Fax. 526-3397 (株)総合園芸 〒921-8116 金沢市泉野出町4-13-11
松谷 春敏	Tel & Faxは変更なし 国土交通省都市地域整備局 〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3
松波 龍一	Tel. 03-5253-8111 Fax. 5253-1592 松波計画事務所 〒733-0004 広島市西区打越町11-8-303 Tel. 082-537-2577 Fax. 537-2578

表1 調査結果

項目	合計
地場産材で扱っている件数(策定件数は395)	346件
材料を扱っている件数	190件
材料を扱っている割合	55%
主な施策として材料を扱っている件数	104件
主な施策として材料を扱っている割合(%)	30%
一般的な景観	47件
伝統的環境型(町並み保存など)	25件
自然環境型(自然との調和)	12件
地場産材の使用	120件
地場産材を扱っている割合(%)	35%
職人育成	30件
モデルケース(地場産材を使った公営住宅の建設など)	83件

表3 表2(A)のうち主な施策として取り上げられている材料別の件数と自治体

材料別	自治体名
木材	鹿児島県川内町、山形県金山町、山梨県白根町(南アルプス市)、長野県更級市、長崎県島原市、岐阜県高山市、群馬県甘楽町、静岡県富士宮市、秋田県秋田市、和歌山県和歌山市、高知県伊野町、福島県南郷村、福島県福島町、福井県丸岡町、徳島県鳴門市、徳島県鳴門市、佐賀県武雄市、宮崎県諸塙村、山口県美祢市
瓦	静岡県天竜市、愛知県西尾市、島根県江津市、和歌山县和歌山市、山口県美祢市、伊豆県池田町、高知県安芸市、高知県宿毛市
石	静岡県富士宮市、和歌山県和歌山市、宮崎県諸塙村、山口県美祢市、佐賀県唐津市、福島県郡山市、長崎県佐世町
レンガ	愛知県西尾市、福井県丸岡町、福島県喜多方町
その他	福井県丸岡町(粘・陶器)、佐賀県武雄市(竹・土)、山口県美祢市(漆器)、徳島県池田町(漆器)、佐賀県蒲生市(タイル・和紙)、高知県宿毛市(漆器)、

表2 景観との関係

	景観として扱っているもの		景観として扱っていないもの		合計
	件数	%	件数	%	
地場産材の使用	47	25.1(A)	68	36.4(B)	115 61.5
地場産材以外の材料使用	36	19.3(C)	36	19.3(D)	72 38.5
合計	83	44.4	104	55.6	187 100.0

【誤】

長江
NAGAE

→

【正】

長江 憲暎
NAGAE NORIAKI

株計画情報研究所

私事で恐縮だが、わたしの住まいは大津である。大津は一昨年、全国で10番目の「古都」に指定されたのだが、大津が古都と言われても、正直なところピンとこなかった。大津京の存在そのものに対する認識が低かったし、恥ずかしながら「古都法」なるものの存在をそもそも知らなかつたのである。大津が歴史豊かなまちであることは間違いないし、大津京などの遺跡の発掘調査もあちこちで進められている。「古都」に指定されたことをきっかけにして、大津

が有する豊かな歴史と自然に今一度想いを馳せ、「古都」にふさわしいまちづくりに、市民一人ひとりが誇りをもって取り組む機運が高まればと願う。わたし自身も微力ながら、一市民として、これまで参画してきた景観まちづくりの取り組みを続けていきたいと思っている。そんな個人的な思いもあって、今号は「古都法」をとりあげさせていただきました。原稿をお寄せくださった方々に心よりお礼申し上げます。(森川)